

水道工事積算基準及び標準歩掛表新旧対照表

	改正（令和4年7月）	現行（令和3年7月）
	<p>水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p>令和4年7月1日改正</p> <p>神奈川県企業庁</p>	<p>水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p>令和3年7月1日改正</p> <p>神奈川県企業庁</p>

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由
I	2	2-1-2	価格	(1) 価格の決定 価格は、原則として、設計書決裁時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。	(1) 価格の決定 価格は、原則として、設計書決裁時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
		2-2-2	所要人員	(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。 ア(略) イ 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8時間)+休息时间(1時間)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕 (4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内、深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。	(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。 ア(略) イ 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8h+休息时间1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h～5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕 (4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
	3	3-2-1	共通仮設費	(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、表3-2-1-3の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。  共通仮設費=対象額(P)×共通仮設费率(Kr)+積上げ額  1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額(P)=直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費 ア 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 (ア) 原則として管材費のうち1/2の金額 (イ) 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床板、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 (ウ) 上記(イ)を支給する場合の支給品費 (エ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む) (オ) 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途制作する鋼製砂防堰堤の鋼製部分、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む)	(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、表3-2-1-3の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。  共通仮設費=対象額(P)×共通仮設费率(Kr)+積上げ額  1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額(P)=直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費 ア 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 (ア) 原則として管材費のうち1/2の金額 (イ) 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床板、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 (ウ) 上記(イ)を支給する場合の支給品費 (エ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む) (オ) 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム型、バットレス型)、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む)	水道施設整備費に係る歩掛表の改定

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																																																																																
				<p>5) 間接工事費等の項目別対象 表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 材 費</td> <td>○ (原則1/2の金額)</td> <td>○ (原則1/2の金額)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処 分 費 等</td> <td colspan="3">処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注8参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品等</td> <td>管 材 費</td> <td>○ (原則1/2の金額)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途制作の制作費</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電 力</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○対象とする ×対象としない</p> <p>注1. ~注4. (略) 注5. 別途製作する大型標識柱〔オーバーハング式 (F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、<b>別途制作する鋼製砂防堰堤の鋼製部分</b>、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取り扱う場合) 注6. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。 注7. (略) 注8. 処分費等の取扱い ア 処分費(再資源化施設の受入費を含む) イ 上下水道料金 ウ 有料道路利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 注2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	管 材 費	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	○	桁等購入費	×	○	○	処 分 費 等	処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注8参照)			支給品等	管 材 費	○ (原則1/2の金額)	×	桁等購入費	×	×	一般材料費	○	×	別途制作の制作費	×	×	電 力	○	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	現場発生品	×	×	×	区 分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>5) 間接工事費等の項目別対象 表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 材 費</td> <td>○ (原則1/2の金額)</td> <td>○ (原則1/2の金額)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処 分 費 等</td> <td colspan="3">処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品等</td> <td>管 材 費</td> <td>○ (原則1/2の金額)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途制作の制作費</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電 力</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○対象とする ×対象としない</p> <p>注1. ~注4. (略) 注5. 別途製作する大型標識柱〔オーバーハング式 (F型、T型、逆型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム型、バットレス型)、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取り扱う場合) 注6. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。 注7. (略) 注8. 処分費等の取扱い ア 処分費(再資源化施設の受入費を含む) イ 上下水道料金 ウ 有料道路利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 注2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	管 材 費	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	○	桁等購入費	×	○	○	処 分 費 等	処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)			支給品等	管 材 費	○ (原則1/2の金額)	×	桁等購入費	×	×	一般材料費	○	×	別途制作の制作費	×	×	電 力	○	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	現場発生品	×	×	×	区 分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																			
対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																			
管 材 費	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	○																																																																																																																			
桁等購入費	×	○	○																																																																																																																			
処 分 費 等	処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注8参照)																																																																																																																					
支給品等	管 材 費	○ (原則1/2の金額)	×																																																																																																																			
	桁等購入費	×	×																																																																																																																			
	一般材料費	○	×																																																																																																																			
	別途制作の制作費	×	×																																																																																																																			
	電 力	○	×																																																																																																																			
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																																			
現場発生品	×	×	×																																																																																																																			
区 分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合																																																																																																																				
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																				
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																				
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																				
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																			
対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																			
管 材 費	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	○																																																																																																																			
桁等購入費	×	○	○																																																																																																																			
処 分 費 等	処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、注6参照)																																																																																																																					
支給品等	管 材 費	○ (原則1/2の金額)	×																																																																																																																			
	桁等購入費	×	×																																																																																																																			
	一般材料費	○	×																																																																																																																			
	別途制作の制作費	×	×																																																																																																																			
	電 力	○	×																																																																																																																			
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																																			
現場発生品	×	×	×																																																																																																																			
区 分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合																																																																																																																				
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																				
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																				
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																				

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																																			
				<p><b>表3-2-1-3 工種区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法又は<b>既設管内配管工法</b>による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事 (さく井工事を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	開削工事及び小口径推進工事等	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法又は <b>既設管内配管工法</b> による管渠工事	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	構造物工事 (浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事 (さく井工事を含む)	<p><b>表3-2-1-3 工種区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事 (さく井工事を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	構造物工事 (浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事 (さく井工事を含む)	水道施設整備費に係る歩掛表の改定																																																			
工種区分	工種内容																																																																								
開削工事及び小口径推進工事等	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法又は <b>既設管内配管工法</b> による管渠工事																																																																								
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事																																																																								
構造物工事 (浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事 (さく井工事を含む)																																																																								
工種区分	工種内容																																																																								
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																																								
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事																																																																								
構造物工事 (浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事 (さく井工事を含む)																																																																								
	3-2-2	共通仮設費の率分	<p>(2) 共通仮設費率の補正 ア (略) イ 共通仮設費 (率分) の計算 共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × 共通仮設費率標準値 (K r) × 施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率標準値は表3-2-2-2による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設率標準値(K r)の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して<b>2位止め</b>とする。</p> <p><b>表3-2-2-2 共通仮設費率標準値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (P)</th> <th rowspan="2">適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×P<sup>b</sup>により算定された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td></td> <td>13.32%</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td></td> <td>12.85%</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td></td> <td>7.64%</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 (P)	適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分			A	b		開削工事及び小口径推進工事等		13.32%	485.4	-0.2231	4.08%	シールド工事及び推進工事		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	構造物工事 (浄水場等)		7.64%	13.5	-0.0353	6.34%	<p>(2) 共通仮設費率の補正 ア (略) イ 共通仮設費 (率分) の計算 共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × 共通仮設費率標準値 (K r) × 施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率標準値は表3-2-2-2による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設率標準値(K r)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入、第2位とする。</p> <p><b>表3-2-2-2 共通仮設費率標準値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 (P)</th> <th rowspan="2">適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×P<sup>b</sup>により算定された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td></td> <td>13.32%</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td></td> <td>12.85%</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td></td> <td>7.64%</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 (P)	適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分			A	b		開削工事及び小口径推進工事		13.32%	485.4	-0.2231	4.08%	シールド工事及び推進工事		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	構造物工事 (浄水場等)		7.64%	13.5	-0.0353	6.34%	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
対象額 (P)	適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの																																																																			
		下記の率とする	A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																				
工種区分			A	b																																																																					
開削工事及び小口径推進工事等		13.32%	485.4	-0.2231	4.08%																																																																				
シールド工事及び推進工事		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%																																																																				
構造物工事 (浄水場等)		7.64%	13.5	-0.0353	6.34%																																																																				
対象額 (P)	適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																				
		下記の率とする	A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																				
工種区分			A	b																																																																					
開削工事及び小口径推進工事		13.32%	485.4	-0.2231	4.08%																																																																				
シールド工事及び推進工事		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%																																																																				
構造物工事 (浄水場等)		7.64%	13.5	-0.0353	6.34%																																																																				
	3-2-3	運搬費	<p>(1) (略) (2) (略) (3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ア (略) イ 重建設機械分解・組立表3-2-3-6歩掛において、機械区分・規格区分に適合しない建設機械の貨物自動車等による運搬 ウ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。 <math>U_k = A + M + K</math> (又は <math>K'</math>) ただし、 <math>U_k</math>: 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費 <math>A</math>: 基本運賃料金 (円) 表3-2-3-1によるものとする。 なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。また、下表に掲げている基本運賃は、運搬割増 (特大品、悪路、冬季、深夜早朝、地区等) の有無にかかわらず適用できる。ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。 <math>M</math>: その他の諸料金 (円)</p>	<p>(1) (略) (2) (略) (3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ア (略) イ 重建設機械分解・組立表3-2-3-6歩掛において、機械区分・規格区分に適合しない建設機械の貨物自動車等による運搬 質量20t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両工1台ごとに次式により行うものとする。 <math>U_k = [A \cdot (1 + C_1 + C_2 + C_3 + C_4) + B] \cdot D + M + K</math> (又は <math>K'</math>) ただし <math>U_k</math>: 貨物自動車による運搬費 <math>A</math>: 基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。 また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。 <math>B</math>: 諸料金 a. 地区割増料……適用する。</p>	水道施設整備費に係る歩掛表の改定																																																																				

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由
				<p>(ア) 組立、解体に要する費用            重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。</p> <p>(イ) その他下記事項の料金を必要により計上する。</p> <p>a 荷役機械使用料            b 自動車航送船使用料            c 有料道路利用料            d その他</p> <p><b>K</b> : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)  <b>K'</b> : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)            運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料又は損料を計上する。            積算方法は、「エ 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')」            による。</p> <p>*建設機械運搬方法等は表3-2-3-2による。</p> <p><b>エ</b> 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')</p> <p>運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。            運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)  <math>K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)</math>            運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日)  <math>K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)</math>  <b>L</b> : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。            輸送速度 : (30km/h)</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。            2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。            3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。            4. 油圧式杭圧入引抜機 (鋼矢板V L・VII・II w・III w・IV w型用) の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。</p>	<p>貨物の発地又は着地が、東京都 (特別区に限る) 又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。            ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。</p> <p>b. 車両割増料……………適用しない。            C1~C4: 運賃割増率 (表3-2-3-1)            C1: 特大品割増            C2: 悪路割増            C3: 冬期割増            C4: 深夜早朝割増            その他の割増率は適用しない。            D: 運搬車両の台数1を代入する。            M: その他の諸料金</p> <p>(ア) 組立、解体に要する費用            重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。</p> <p>(イ) その他下記事項の料金を必要により計上する。</p> <p>a 荷役機械使用料            b 自動車航送船使用料            c 有料道路利用料            d その他</p> <p><b>K</b> : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)  <b>K'</b> : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)            運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料又は損料を計上する。            積算方法は、「表3-2-3-1注4 (1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」            による。</p> <p>*建設機械運搬方法等は表3-2-3-2による。            *端数処理            輸送費 (基本運賃料金×運賃割増率) 及び諸料金 (B) は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。</p>	<p>水道施設整備費に係る歩掛表の改定</p>

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																																																			
				<p>表3-2-3-1 基本運賃法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20kmまで (円)</th> <th>50kmまで (円)</th> <th>100kmまで (円)</th> <th>150kmまで (円)</th> <th>200kmまで (円)</th> <th>200kmを超え 20kmまでを増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">20t車以上30t車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="6">62,500</td> <td rowspan="6">76,000</td> <td rowspan="6">98,000</td> <td rowspan="6">120,500</td> <td rowspan="6">142,500</td> <td rowspan="6">8,900</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/ 平積0.3m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導者、誘導員の費用は含んでいる。</p>	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え 20kmまでを増すごとに	20t車以上30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>	各種	—							<p>表3-2-3-1 運賃割増率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(C1) 特大型割増</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数 15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td>” 15t以上</td> <td>7 ”</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、水閘門等</td> <td>単体の長さ (m)</td> <td>単体の質量 (t)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12 ≤ L &lt; 15</td> <td>1 ≤ G &lt; 15</td> <td>8割増</td> </tr> <tr> <td>15 ≤ L &lt; 20</td> <td>—</td> <td>10 ”</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 ≤ L</td> <td>15 ≤ G</td> <td>12 ”</td> </tr> <tr> <td>(注) 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>悪路割増 (C2)</td> <td colspan="2">道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。</td> <td>3 ”</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域</th> <th>期間</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="3">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2">自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> </tr> <tr> <td>深夜早朝割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 誘導車、誘導員の費用は特大型割増に含む 注2. 特大型割増(C1)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K') 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。 運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K=運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円) × L / (輸送速度 × 8) 運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K' =運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円) × L / (輸送速度 × 8) L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度 : (30km/h) 注3. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 注4. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は時速30km/hを標準とする。 注5. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。 なお、重建設機械分解・組立及び輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。</p>	割増項目	適用範囲		割増率	(C1) 特大型割増	建設機械類	使用車両積載トン数 15t未満	6割増	” 15t以上	7 ”	鋼橋、水閘門等	単体の長さ (m)	単体の質量 (t)	—	12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8割増	15 ≤ L < 20	—	10 ”		12 ≤ L	15 ≤ G	12 ”	(注) 3				悪路割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3 ”		地域	期間	割増率	冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	深夜早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え 20kmまでを増すごとに																																																																																	
20t車以上30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900																																																																																	
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m																																																																																							
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m																																																																																							
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm																																																																																							
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																																							
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>																																																																																							
各種	—																																																																																								
割増項目	適用範囲		割増率																																																																																						
(C1) 特大型割増	建設機械類	使用車両積載トン数 15t未満	6割増																																																																																						
		” 15t以上	7 ”																																																																																						
	鋼橋、水閘門等	単体の長さ (m)	単体の質量 (t)	—																																																																																					
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8割増																																																																																					
		15 ≤ L < 20	—	10 ”																																																																																					
	12 ≤ L	15 ≤ G	12 ”																																																																																						
(注) 3																																																																																									
悪路割増 (C2)	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3 ”																																																																																						
	地域	期間	割増率																																																																																						
冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																																																																																						
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日																																																																																							
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																																																								
深夜早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																																																																																						

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																																																																																	
				<p>表3-2-3-2 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>規格 (t積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/平積0.3m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 貨物自動車による運搬を別途計上する。  注2. 車載のRはトレーラである。  注3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。  (4) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬  ア 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費用  仮設材の運搬は次式により行うものとする。  <math>U = [E \cdot (1 + F1 + F2)] \cdot G + H</math>  ただし U: 仮設材の運搬費  E: 基本運賃 (円/t)  下表によるものとする。  なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。  また、運賃は表3-2-3-3の基本運賃表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50		スタビライザ (路上改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00		<p>表3-2-3-2 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>規格 (t積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路上改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板V<sub>L</sub>・VI<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>※</sub>・ Ⅲ<sub>※</sub>・Ⅳ<sub>※</sub>型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/平積0.3m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 貨物自動車による運搬を別途計上する。  注2. 車載のRはトレーラである。  注3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。  (4) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬  ア 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費用  仮設材の運搬は次式により行うものとする。  <math>U = [E \cdot (1 + F1 + F2)] \cdot G + H</math>  ただし U: 仮設材の運搬費  E: 基本運賃 (円/t)  次表によるものとする。  なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。  また、運賃は表3-2-3-3の基本運賃表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50		スタビライザ (路上改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>※</sub> ・ Ⅲ <sub>※</sub> ・Ⅳ <sub>※</sub> 型用			R	37.90		バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00		水道施設整備費に係る歩掛表の改定
機 械 名	規 格	自 走		車 載			備 考																																																																																																																
		速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)																																																																																																																		
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																																																		
スタビライザ (路上改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																																																		
スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																																																		
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																		
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																		
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00																																																																																																																		
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考																																																																																																																	
		速度 (km/h)	労務	車種	規格 (t積)																																																																																																																		
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																																																		
スタビライザ (路上改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																																																		
スタビライザ (路上改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																																																		
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																		
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																		
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>※</sub> ・ Ⅲ <sub>※</sub> ・Ⅳ <sub>※</sub> 型用			R	37.90																																																																																																																		
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00																																																																																																																		
		3-2-6	安全費	<p>(1) 安全費の積算 (略)  (2) 積算方法  安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。  ア～サ (略)</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。  ア～ケ (略)</p> <p>コ トンネル工事における呼吸用保護具の積算  トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。  呼吸用保護具等費用=1,660,000+総労務費×0.5% (円)  なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。  上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。  なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。  (注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>(1) 安全費の積算 (略)  (2) 積算方法  安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。  ア～サ (略)</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。  ア～ケ (略)</p> <p>コ トンネル工事における呼吸用保護具の積算  トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。  呼吸用保護具等費用=1,490,000+総労務費×0.5% (円)  なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	水道施設整備費に係る歩掛表の改定																																																																																																																	

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																												
		3-2-8	技術管理費	<p>(1) 技術管理費の積算 (略)</p> <p>(2) 積算方法 ア～タ (略)</p> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検</li> <li>・システム初期費</li> <li>・3次元起工測量</li> <li>・3次元設計データの作成費用</li> </ul> <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。</p>	<p>(1) 技術管理費の積算 (略)</p> <p>(2) 積算方法 ア～タ (略)</p> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検</li> <li>・システム初期費</li> <li>・3次元起工測量</li> <li>・3次元設計データの作成費用</li> </ul> <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1事あたり使用機種毎に一式計上するものとする。</p>	水道施設整備費に係る歩掛表の改定																																																												
		3-3	現場管理費	<p>(1) 現場管理費の項目及び内容 (略)</p> <p>(2) 現場管理費の算定 (略)</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費の補正については、「ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。</p> <p>ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 (略)</p> <p>イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>(ア) 表3-3-2の適用条件に該当する場合、表3-3-3の現場管理費率標準値に表3-3-2の補正係数を乗じるものとする。</p> <p><b>表3-3-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事 (浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合 (常時全面通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>上記以外</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区 (DID地区) とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記ア、イの他必要に応じて実態等を踏まえた補正値</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事 (浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合 (常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	補正なし	上記以外	1.0	6	<p>(1) 現場管理費の項目及び内容 (略)</p> <p>(2) 現場管理費の算定 (略)</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費の補正については、「ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。</p> <p>ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 (略)</p> <p>イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>(ア) 表3-3-2の適用条件に該当する場合、表3-3-3の現場管理費率標準値に表3-3-2の補正係数を乗じるものとする。</p> <p><b>表3-3-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事 (浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合 (常時全面通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>上記以外</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区 (DID地区) とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記ア、イの他必要に応じて実態等を踏まえた補正値</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事 (浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合 (常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	補正なし	上記以外	1.0	6	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
適用条件		補正係数	適用優先																																																															
施工地域区分	対象																																																																	
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事 (浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																															
一般交通影響あり①	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																															
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合 (常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																															
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																															
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																															
補正なし	上記以外	1.0	6																																																															
適用条件		補正係数	適用優先																																																															
施工地域区分	対象																																																																	
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事 (浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																															
一般交通影響あり①	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																															
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合 (常時全面通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																															
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																															
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																															
補正なし	上記以外	1.0	6																																																															



章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																								
				<p>及び補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>(イ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值及び補正係数に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 「管材費」の取扱い 管材費の原則1/2の金額は、積算の対象とする純工事費には含めない。</p> <p>(5) 支給品の取扱い 資材等を支給するときの取扱は、表3-2-1-2の間接工事費等の項目別対象表のとおりとする。</p> <p>(6) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 ア 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。 イ 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 ウ コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含めない。</p> <p>(7) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<b>下</b>表のとおりとする。 ア 処分費(再資源化施設の受入費を含む) イ 上下水道料金 ウ 有料道路利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率標準値(Jo)×補正係数)+補正值} 対象純工事費:純工事費+支給品費</p> <p>ただし、現場管理費率標準値は、表3-3-3による。 補正係数は、(3)イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算による。 補正值は、(3)ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p>	区分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>及び補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>(イ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值及び補正係数に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 「管材費」の取扱い 管材費の原則1/2の金額は、積算の対象とする純工事費には含めない。</p> <p>(5) 支給品の取扱い 資材等を支給するときの取扱は、表3-2-1-2の間接工事費等の項目別対象表のとおりとする。</p> <p>(6) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 ア 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。 イ 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 ウ コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含めない。</p> <p>(7) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<b>次</b>表のとおりとする。 ア 処分費(再資源化施設の受入費を含む) イ 上下水道料金 ウ 有料道路利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率標準値(Jo)×補正係数)+補正值} 対象純工事費:純工事費+支給品費</p> <p>ただし、現場管理費率標準値は、表3-3-3による。 補正係数は、(3)イ 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算による。 補正值は、(3)ア 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p>	区分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	
区分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合																												
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																												
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																												
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																												
区分	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が、「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合																												
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																												
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																												
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																												

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																										
				<p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値 (J<sub>o</sub>) の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表3-3-3 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>p</sub>) 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×N<sub>p</sub>bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式  <math>J_o = A \cdot N_p^b</math>      ただし、J<sub>o</sub>: 現場管理費率 (%)  N<sub>p</sub>: 対象純工事費 (円)  A、b: 変数値</p> <p>(注1) J<sub>o</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  (注2) 対象とする純工事費については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p>	対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事等	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事 (浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%	<p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値 (J<sub>o</sub>) の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>表3-3-3 現場管理費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>p</sub>) 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×N<sub>p</sub>bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式  <math>J_o = A \cdot N_p^b</math>      ただし、J<sub>o</sub>: 現場管理費率 (%)  N<sub>p</sub>: 対象純工事費 (円)  A、b: 変数値</p> <p>(注1) J<sub>o</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。  (注2) 対象とする純工事費については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p>	対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事 (浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%	
対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																												
	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																												
		A	b																																																													
開削工事及び小口径推進工事等	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																																												
シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																												
構造物工事 (浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																																												
対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																												
	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> bにより算定された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																												
		A	b																																																													
開削工事及び小口径推進工事	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																																												
シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																												
構造物工事 (浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																																												
		3-5	一般管理費等	<p>(1) 一般管理費の項目及び内容 (略)  (2) 付加利益 (略)  (3) 一般管理費等の算定 (略)  (4) 一般管理費等の補正</p> <p>表3-5-1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式  [一般管理費等率算定式]  <math>G_p = -4.97802 \times \text{Log}(C_p) + 56.92101</math> (%)  ただし、G<sub>p</sub>: 一般管理費等率 (%)  C<sub>p</sub>: 工事原価 (単位円)  注1. G<sub>p</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。  注2. 対象とする工事原価については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p> <p>表3-5-2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 表3-5-1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>(1) 一般管理費の項目及び内容 (略)  (2) 付加利益 (略)  (3) 一般管理費等の算定 (略)  (4) 一般管理費等の補正</p> <p>表3-5-1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式  [一般管理費等率算定式]  <math>G_p = -5.48972 \times \text{Log}(C_p) + 59.4977</math> (%)  ただし、G<sub>p</sub>: 一般管理費等率 (%)  C<sub>p</sub>: 工事原価 (単位円)  注1. G<sub>p</sub>の値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。  注2. 対象とする工事原価については、「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」の表3-2-1-1 発注形態別対象表及び「3-2-1 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象」の表3-2-1-2 間接工事費等の項目別対象表を参照のこと。</p> <p>表3-5-2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 表3-5-1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	水道施設整備費に係る歩掛表の改定																						
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																													
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																																													
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																												
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																												
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																													
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																																													
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																												
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																												

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																																																																																																								
	6	6-1-1	工期算出の方法	工期の算出は、純工事日数に準備期間、材料調達期間、不稼働日等を加算し、5日単位で切り上げとし適正な工期とする。	(1) 工期の算出は、純工事日数に準備期間、材料調達期間、不稼働日等を加算し、5日単位で切り上げ120日までを標準とする。 (2) 算出した工期が120日を超える工事については、分割執行を考慮すること。 ただし、拡張・拡充工事、更生工事、競合工事等で分割執行が適当でないものはこの限りではない。	現状の発注工事に伴う契約工期に併せた改正																																																																																																																								
II	1	1-9	管路土工	<p>1-9-4 埋戻工 (バックホウ・水道のみ) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">DD121702071</span></p> <p style="text-align: right;">100m<sup>3</sup>当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表9-10、11、12</td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>表9-10</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転工 (管路土工)</td> <td></td> <td>H又は日</td> <td>1-9-3-2 表9-8、13 表9-9 (100 m<sup>3</sup>/日当り施工量)</td> </tr> <tr> <td>タンパ運転工</td> <td>3.0</td> <td>日</td> <td>1-9-4-2 表9-13</td> </tr> <tr> <td>埋戻し材</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 m<sup>3</sup>当たり</td> <td></td> <td></td> <td>計/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>表9-8 バックホウ運転時間 (略) 表9-9 日当たり施工量 (略) 表9-10 バックホウ投入に伴う補助労務 (略) 表9-11 人力投入に伴う労務 (略) 表9-12 タンパ締め補助労務 (略)</p> <p>1-9-4-2 タンパ運転工 (埋戻用・60~80 kg級) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">DD121001061</span></p> <p style="text-align: right;">1日当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>1.00</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>5.00</td> <td>L</td> <td>レギュラー</td> </tr> <tr> <td>タンパ及びランマ</td> <td>1.38</td> <td>供用日</td> <td>60~80 kg</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	員数	単位	摘 要	普通作業員		人	表9-10、11、12	世話役		人	表9-10	バックホウ運転工 (管路土工)		H又は日	1-9-3-2 表9-8、13 表9-9 (100 m <sup>3</sup> /日当り施工量)	タンパ運転工	3.0	日	1-9-4-2 表9-13	埋戻し材		m <sup>3</sup>		諸雑費	1.0	式		計				1 m <sup>3</sup> 当たり			計/100	名 称	員数	単位	摘 要	特殊作業員	1.00	人		ガソリン	5.00	L	レギュラー	タンパ及びランマ	1.38	供用日	60~80 kg	諸雑費	1.0	式		計				<p>1-9-4 埋戻工 (バックホウ・水道のみ) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">DD121702071</span></p> <p style="text-align: right;">100m<sup>3</sup>当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>表9-10、11、12</td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>表9-10</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転工 (管路土工)</td> <td></td> <td>H又は日</td> <td>1-9-3-2 表9-8、13 表9-9 (100 m<sup>3</sup>/日当り施工量)</td> </tr> <tr> <td>タンパ運転工</td> <td>3.0</td> <td>日</td> <td>1-9-4-2 表9-13</td> </tr> <tr> <td>埋戻し材</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 m<sup>3</sup>当たり</td> <td></td> <td></td> <td>計/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>表9-8 バックホウ運転時間 (略) 表9-9 日当たり施工量 (略) 表9-10 バックホウ投入に伴う補助労務 (略) 表9-11 人力投入に伴う労務 (略) 表9-12 タンパ締め補助労務 (略)</p> <p>1-9-4-2 タンパ運転工 (埋戻用・60~80 kg級) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">DD121001061</span></p> <p style="text-align: right;">1日当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>員数</th> <th>単位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>1.00</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>5.00</td> <td>L</td> <td>レギュラー</td> </tr> <tr> <td>タンパ及びランマ</td> <td>1.38</td> <td>供用日</td> <td>60~80 kg</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	員数	単位	摘 要	普通作業員		人	表9-10、11、12	世話役		人	表9-10	バックホウ運転工 (管路土工)		H又は日	1-9-3-2 表9-8、13 表9-9 (100 m <sup>3</sup> /日当り施工量)	タンパ運転工	3.0	日	1-9-4-2 表9-13	埋戻し材		m <sup>3</sup>		諸雑費	1.0	式		計				1 m <sup>3</sup> 当たり			計/100	名 称	員数	単位	摘 要	特殊作業員	1.00	人		ガソリン	5.00	L	レギュラー	タンパ及びランマ	1.38	供用日	60~80 kg	諸雑費	1.0	式		計				水道施設整備費に係る歩掛表の改定
名 称	員数	単位	摘 要																																																																																																																											
普通作業員		人	表9-10、11、12																																																																																																																											
世話役		人	表9-10																																																																																																																											
バックホウ運転工 (管路土工)		H又は日	1-9-3-2 表9-8、13 表9-9 (100 m <sup>3</sup> /日当り施工量)																																																																																																																											
タンパ運転工	3.0	日	1-9-4-2 表9-13																																																																																																																											
埋戻し材		m <sup>3</sup>																																																																																																																												
諸雑費	1.0	式																																																																																																																												
計																																																																																																																														
1 m <sup>3</sup> 当たり			計/100																																																																																																																											
名 称	員数	単位	摘 要																																																																																																																											
特殊作業員	1.00	人																																																																																																																												
ガソリン	5.00	L	レギュラー																																																																																																																											
タンパ及びランマ	1.38	供用日	60~80 kg																																																																																																																											
諸雑費	1.0	式																																																																																																																												
計																																																																																																																														
名 称	員数	単位	摘 要																																																																																																																											
普通作業員		人	表9-10、11、12																																																																																																																											
世話役		人	表9-10																																																																																																																											
バックホウ運転工 (管路土工)		H又は日	1-9-3-2 表9-8、13 表9-9 (100 m <sup>3</sup> /日当り施工量)																																																																																																																											
タンパ運転工	3.0	日	1-9-4-2 表9-13																																																																																																																											
埋戻し材		m <sup>3</sup>																																																																																																																												
諸雑費	1.0	式																																																																																																																												
計																																																																																																																														
1 m <sup>3</sup> 当たり			計/100																																																																																																																											
名 称	員数	単位	摘 要																																																																																																																											
特殊作業員	1.00	人																																																																																																																												
ガソリン	5.00	L	レギュラー																																																																																																																											
タンパ及びランマ	1.38	供用日	60~80 kg																																																																																																																											
諸雑費	1.0	式																																																																																																																												
計																																																																																																																														

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由																																										
				<p>表9-13 機械運転表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup> (平積0.60m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 0.16 燃料消費量 16.00 機械損料数量 1.00</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup> (平積0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 0.16 燃料消費量 9.20 機械損料数量 1.00</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.28m<sup>3</sup> (平積0.20m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 0.16 燃料消費量 6.30 機械損料数量 1.00</td> </tr> <tr> <td>小型バックホウ</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.13m<sup>3</sup> (平積0.10m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 1.00 燃料消費量 25 (日) 機械損料数量 1.78</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 超小旋回型 山積0.08m<sup>3</sup> (平積0.06m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 1.00 燃料消費量 18 (日) 機械損料数量 1.78</td> </tr> <tr> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> <td>運転労務数量 1.00 燃料消費量 5.00 機械損料数量 1.38 (日) 主燃料 ガソリン 作業量 36m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	指 定 事 項	バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> (平積0.60m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 16.00 機械損料数量 1.00	〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 9.20 機械損料数量 1.00	〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 6.30 機械損料数量 1.00	小型バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.10m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 25 (日) 機械損料数量 1.78	〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 超小旋回型 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 18 (日) 機械損料数量 1.78	タンバ	60~80kg	運転労務数量 1.00 燃料消費量 5.00 機械損料数量 1.38 (日) 主燃料 ガソリン 作業量 36m <sup>3</sup> /日	<p>表9-13 機械運転表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup> (平積0.60m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 0.16 燃料消費量 16.00 機械損料数量 1.00</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup> (平積0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 0.16 燃料消費量 9.20 機械損料数量 1.00</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.28m<sup>3</sup> (平積0.20m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 0.16 燃料消費量 6.30 機械損料数量 1.00</td> </tr> <tr> <td>小型バックホウ</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.13m<sup>3</sup> (平積0.10m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 1.00 燃料消費量 25 (日) 機械損料数量 1.78</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 超小旋回型 山積0.08m<sup>3</sup> (平積0.06m<sup>3</sup>)</td> <td>運転労務数量 1.00 燃料消費量 18 (日) 機械損料数量 1.78</td> </tr> <tr> <td>タンバ</td> <td>60~80kg</td> <td>運転労務数量 1.00 燃料消費量 5.00 機械損料数量 1.38 (日) 主燃料 ガソリン 運転時間 5時間/日 作業量 33m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	指 定 事 項	バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> (平積0.60m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 16.00 機械損料数量 1.00	〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 9.20 機械損料数量 1.00	〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 6.30 機械損料数量 1.00	小型バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.10m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 25 (日) 機械損料数量 1.78	〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 超小旋回型 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 18 (日) 機械損料数量 1.78	タンバ	60~80kg	運転労務数量 1.00 燃料消費量 5.00 機械損料数量 1.38 (日) 主燃料 ガソリン 運転時間 5時間/日 作業量 33m <sup>3</sup> /日	
機 械 名	規 格	指 定 事 項																																														
バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> (平積0.60m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 16.00 機械損料数量 1.00																																														
〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 9.20 機械損料数量 1.00																																														
〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 6.30 機械損料数量 1.00																																														
小型バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.10m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 25 (日) 機械損料数量 1.78																																														
〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 超小旋回型 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 18 (日) 機械損料数量 1.78																																														
タンバ	60~80kg	運転労務数量 1.00 燃料消費量 5.00 機械損料数量 1.38 (日) 主燃料 ガソリン 作業量 36m <sup>3</sup> /日																																														
機 械 名	規 格	指 定 事 項																																														
バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> (平積0.60m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 16.00 機械損料数量 1.00																																														
〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 9.20 機械損料数量 1.00																																														
〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> )	運転労務数量 0.16 燃料消費量 6.30 機械損料数量 1.00																																														
小型バックホウ	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 後方超小旋回型 山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.10m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 25 (日) 機械損料数量 1.78																																														
〃	油圧式クローラ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 超小旋回型 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	運転労務数量 1.00 燃料消費量 18 (日) 機械損料数量 1.78																																														
タンバ	60~80kg	運転労務数量 1.00 燃料消費量 5.00 機械損料数量 1.38 (日) 主燃料 ガソリン 運転時間 5時間/日 作業量 33m <sup>3</sup> /日																																														
		1-12	撤去材処分 工	<p>1-12-1 撤去材運搬工 DD121706021</p> <p>1台当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>員 数</th> <th>単 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般貨物貸切運賃</td> <td>1.0</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 単体重量が1t 以上のときは3 割増とする。</p>	名 称	員 数	単 位	摘 要	一般貨物貸切運賃	1.0	台		諸 雑 費	1.0	式		計				<p>1-12-1 撤去材運搬工 DD121706021</p> <p>1台当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>員 数</th> <th>単 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般貨物貸切運賃</td> <td>1.0</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>1.0</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 運搬距離は、8t車未満は10km、8t車以上は20km とする。 注2. 単体重量が1t 以上のときは3 割増とする。</p>	名 称	員 数	単 位	摘 要	一般貨物貸切運賃	1.0	台		諸 雑 費	1.0	式		計				国土交通省 自動車局より一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について										
名 称	員 数	単 位	摘 要																																													
一般貨物貸切運賃	1.0	台																																														
諸 雑 費	1.0	式																																														
計																																																
名 称	員 数	単 位	摘 要																																													
一般貨物貸切運賃	1.0	台																																														
諸 雑 費	1.0	式																																														
計																																																
3	3-2	交通誘導警 備員等	<p>3-2-1 適用範囲 (略)</p> <p>3-2-2 計上区分</p> <p>当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当りの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。</p> <p>なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。</p> <p>また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 水道工事積算基準 第2節 直接工事費の積算 2-2 労務費」に基づき、労務費の補正を行うこととし、これにより難しい場合は別途考慮する。</p>	<p>3-2-1 適用範囲 (略)</p> <p>3-2-2 計上区分</p> <p>当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当りの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。</p> <p>なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。</p> <p>また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 水道工事積算基準 第2節 直接工事費の積算 2-2 労務費」に基づき、労務費の補正を行うこととし、これにより難しい場合は別途考慮する。</p>	水道施設整備費に係る歩掛表の改定																																											

章	節	項	編章節条 (項目見出)	改正 (令和4年7月版)	現行 (令和3年7月)	改正理由
III	2	2-5	水管橋	<p>2-5-4-2 基本設計の補正</p> <p>(1) 橋長補正 (略)</p> <p>(2) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合は、1橋当り10/100増加するものとする。 歩掛=基準歩掛×(y/100+0.10) y:橋長補正係数(%)</p>	<p>2-5-4-2 基本設計の補正</p> <p>(1) 橋長補正 (略)</p> <p>(2) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合は、1橋あたり10/100増加するものとする。 歩掛=基準歩掛×(y/100+0.10) y:橋長補正係数(%)</p>	水道施設整備費に係る歩掛表の改定
IV		4-14	再掘削土工 工図	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 数量の算定 再掘削数量は、1箇所当りの数量×再掘削箇所数とする。なお、日進量は現場状況等を勘案して決定する。</p> <p>ア 1箇所当り数量 土工(掘削積込、運搬、処分及び埋戻共通) =掘削幅×(床付深さ-仮舗装厚)×再掘削延長-管体積 舗装(掘削積込、運搬、処分及び復旧共通) =掘削幅×再掘削延長 土留延長(側面及び両側m) =再掘削延長</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 数量の算定 再掘削数量は、1箇所当たりの数量×再掘削箇所数とする。なお、日進量は現場状況等を勘案して決定する。</p> <p>ア 1箇所当たり数量 土工(掘削積込、運搬、処分及び埋戻共通) =掘削幅×(床付深さ-仮舗装厚)×再掘削延長-管体積 舗装(掘削積込、運搬、処分及び復旧共通) =掘削幅×再掘削延長 土留延長(側面及び両側m) =再掘削延長</p>	水道施設整備費に係る歩掛表の改定